

計画主体名	滋賀県湖南市		
計画期間 実施期間	平成28年度～平成29年度 平成28年度～平成29年度	総事業費（交付金）	235,000 千円（ 117,500 千円）

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		本計画は、岩根地区の農業振興による施策を通じて交流人口の増加により、農山漁村における定住等及び農山村と都市との地域間交流を促進するものであり、同地区の活性化を図るものであることから適合している。
事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか		本計画目標及び評価指標の設定内容は、交流人口の増加などを設定している。本計画では、受入機能強化施設および農林漁業・農山漁村体験施設を整備することにより、農業振興を図るとともに、グリーン・ツーリズム等、地域資源を利用した交流人口の増加に取り組むこととしており、妥当なものである。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		湖南市で策定する「きらめき・ときめき・元気創生総合戦略」、湖南市地域再生計画において、体験農園等を通じた交流人口の増加を図ることとしており、これらの計画に基づいた計画である。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		本計画は、地域の農業者等で構成される「湖南市物産館整備基本計画策定委員会」において意見や要望を聞きながら策定している。また、検討段階でも地域おこし協力隊や地域女性の意見を聞き策定している。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか		「湖南市物産館整備基本計画策定委員会」における女性の割合は約 21%で、4 半期に一回程度の割合で開催している。地域おこし協力隊を含めた会議における女性の割合は約 20%で、1～2 週間に一回程度の割合で開催している。
事業の推進体制は確立されているか		地域農業者組織と連絡調整を行いながら計画策定しており、

		推進体制は確立されている。「湖南省物産館整備基本計画策定委員会」は、地域農業者で組織されている農業委員会、農業組合長、甲賀農業協同組合、農事組合法人などで組織されている。また、交流人口の増加を見込んでいるため、観光協会、商工会などの経済関係団体も参画している。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		交流人口の増加を目標に体験農園・農家レストラン及び施設周辺の整備を行いグリーン・ツーリズム等の受入による地域の活性化を目指すものであり、整合性が確保されている。この施設の整備により、地域の魅力ある農産物の消費が拡大するとともに、農産物等の地域資源を利用したグリーン・ツーリズムによる交流人口の増加に取り組む。
農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合がとれているか		
計画期間・実施期間は適切か		湖南省地域再生計画の計画期間、目標達成見込み及び事業量・事業費から判断して、計画期間、実施期間とも4年が適切である。湖南省地域再生計画は、「市民とつくる体験農園・農業振興拠点」と題して、農業の振興や交流人口の増加を目的としており、岩根地域活性化計画との連携による効果の発生が期待される。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		事業費(235,000千円×交付額算定交付率1/2=117,500千円) 交付金要望額(117,500千円)で交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		今回、新規に取り組む事業であり、自力もしくは他の助成にものを切り替えて実施するものではない。
土木・建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか		土木・建設施工等の検査を行う湖南省の担当課において、設計・施工等における検査体制が確保されている。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1460号)等に基づく耐力壁等の基準を満たすもの		

となっているか		
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村振興交付金実施要領の別紙6に定める基準を満たしているか		
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		飲食用施設の耐用年数は41年であり、5年以上である。農業井戸の耐用年数は10年であり、5年以上である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		下記により見込まれる。
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村振興交付金交付金(農山漁村活性化整備対策)費用対効果算定要領(平成28年4月1日付け28農振第 号農林水産省農村振興局長通知)により適切に行われているか)		農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領により適切に実施している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		費用対効果分析:3.3
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		実施要領の別表の要件類別3の要件を満たしている。 事業内容:31 受入強化施設 35 農林漁業・農山漁村体験施設 事業主体:湖南省 市内での新たな農産物の生産拡大とブランド化などを促進し、地域で生産された農産物を提供し、地域外からの集客に結び付けるとともに、地域農業の核として、滞在者のニーズに応じた安全かつ快適な受入機能の強化につなげ、グリーン・ツーリズムを通じた農山漁村の活性化を図るための施設とする。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		湖南省への交付であり、指定管理者が維持管理することになっており、目的外使用のおそれもない。
施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か		下記により適正である。
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか		県の統計調査および近隣市町の類似施設の状況を調査し、交流人口を設定している。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。		近隣市町の利用状況を参考として、関係機関や外部アドバイザーの意見を踏まえて運営計画を立てている。滋賀県が実施している滋賀県観光入込客統計調査により、類似施設である

		「滋賀農業公園ブルーメの丘」や周辺市の道の駅の入込数などを参考にしている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか		関係機関や外部アドバイザーの意見を踏まえて運営計画を立てている。市民農園や飲食店の運営について実績のある伊賀の里モクモク手づくりファームの木村修会長に利用対象者、利用時期など施設の利用形態についてアドバイスをいただいで検討している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか		隣接地に農産物直売所を整備して有機的な連携を発生させるなど、関係機関や外部アドバイザーの意見を踏まえた運営計画を立てている。例えば、隣接地に整備する農産物直売所との連携を図るために農家レストラン・体験農園のレイアウトを変更し、移動動線が取りやすくなるよう変更した。
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか		隣接する農産物直売所と連携し、地域農産物の生産・消費拡大を図る。また、市内に研究所を持つ種苗会社等と連携して地域農産物のブランド化の拠点となる施設とする。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか		本計画は、地域の農業者等で構成される「湖南市物産館整備基本計画策定委員会」において意見や要望を聞きながら策定している。また、検討段階でも地域おこし協力隊や地域女性の意見を聞き策定している。具体的には、地域農産物を活用した加工品を地域女性で構成された農事組合法人で製造し、それを農家レストランで活用するなどの取組を計画している。
事業費積算等は適正か		下記により適正である。
過大な積算としていないか		事業費については、適正な積算により算定している。飲食店や農園の整備実績を踏まえ、本計画にあった規模と費用になるよう積算している。施工単価を基礎に工事費を積算している。
建設・整備コストの低減に努めているか		市内企業と連携し、資材提供（無償もしくは安価）協力いただくことで建設・整備コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）		必要性が高く、汎用性の低い付帯施設だけを整備する。市民・体験農園の付帯施設として、器具庫や農業用井戸、防犯灯などを整備する。いずれも、他所での転用ができないものとする。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）		備品購入費を交付対象とはしていない。

整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設定目的から勘案して適正か		国道1号バイパス沿道であり、来客者、農業者の利便性が高い。また、周辺には、農業振興のための農産物直売所が整備される。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		平成28年度に用地取得、借受のために用地買収費などの経費を予算化している。また、用地買収や借受を早期に実現するため、地権者や耕作者とは現在、協議しているところである。来年度、早々に正式な買収・借受の申し出を行い、施設用地を確保する計画をしている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村振興付金実施要領の別紙6(平成28年4月 日付け28農振第 号農林水産省農村振興局長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか		
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		下記により適切である。
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)の第2の4の(3)の基準に照らし適正であるか		
整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か(既存施設は除く)		延べ床面積は500㎡である。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内であるか。(既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか)		<ul style="list-style-type: none"> ・農家レストラン 延べ床面積㎡当たり29万円以下 延べ床面積385㎡ ・体験農園用付属施設 延べ床面積㎡当たり29万円以下 延べ床面積115㎡ (建築工事費 144,450千円 ÷ 500㎡ = 288,900円)
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		下記により適切である。
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか		受入機能強化施設との連携により、地域資源のPRを実施することで交流人口を増加させ、グリーン・ツーリズムをはじめとする地域内外、地域間の利用者の交流を促す仕組みや取り組みを実施する計画である。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか		隣接する農産物直売所と連携し、地域農産物の生産・消費拡大を図る。また、市内に研究所を持つ種苗会社等と連携して地域農産物のブランド化の拠点となる施設とする。
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか		年間を通じて運営する施設とする。 農家レストランと体験農園・市民農園の管理等は、常時勤務する人材が必要であり、継続的な雇用と所得を生み出すこと

		を予定している。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか		農家レストランでは、地域女性で構成される農事組合法人の生産する6次産業品も活用する予定であり、6次産業化や女性の参画の促進に寄与する施設である。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		事業予算は平成28年度予算として、湖南省議会の議決を得る予定である。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か		湖南省契約規則（平成16年10月1日、規則第49号）に基づき、適正に行う。一般競争入札と同等の競争性のある入札方式（受注希望型指名競争入札など）により契約する。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		下記により、適正に行う。
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）		施設の維持管理については、湖南省において施設の指定管理者を選定し、適正に維持・管理・更新を行う。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか		収支計画については、市で収支計画を策定している。また、内容については、実績のある専門家よりアドバイスと診断を受けている。
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか		重複申請の予定はない。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）		重複申請の予定はない。
生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか		農観連携・グリーンツーリズムの促進を目的とした施設整備である。
他の施策（強い農業づくり交付金等）において交付対象となる施設等ではないか		共同利用施設等整備や卸売市場施設整備には該当せず、他の施策において交付対象となる施策ではない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。